

○ 財務省告示第 141 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 3 年 4 月 30 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 3 年 5 月 28 日

財務大臣 麻生 太郎

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 21 回	2,600,000,000 円	101.07 円
〃	第 22 回	12,200,000,000 円	101.48 円
〃	第 23 回	7,700,000,000 円	101.73 円
〃	第 24 回	10,000,000,000 円	101.67 円
〃	〃	5,600,000,000 円	101.68 円
〃	第 25 回	5,700,000,000 円	103.59 円
〃	〃	4,000,000,000 円	103.60 円
〃	〃	1,400,000,000 円	103.64 円
〃	〃	800,000,000 円	103.66 円
合 計		50,000,000,000 円	